

○山武市森林づくり審議会設置条例

令和2年3月13日条例第3号

改正

令和2年12月14日条例第33号

山武市森林づくり審議会設置条例

(設置)

第1条 市の森林づくりに関する事項を審議するため、山武市森林づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項に関して審議し、市長に意見を具申することができる。

- (1) 森林整備に関すること。
- (2) 森林保全に関すること。
- (3) 木材利活用に関すること。
- (4) その他森林づくりに関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 議会を代表する者
- (2) 市内森林所有者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係団体を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 その職にあるために委員となった者の任期は、その在職期間とする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、産業振興部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月14日条例第33号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。